

～平成28年3月31日

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																			
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	認知症高齢者受入強化加算(仮)	重度要介護者受入体制加算(仮)	個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は若しくは同一建物から利用する者に通所介護を行う場合又は事業所が送迎を行っていない場合	事業所が片道のみ送迎を行った場合	個別送迎体制強化加算(仮称)	入浴介助体制強化加算(仮称)																	
イ 小規模型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	①とする 要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	9時間以上10時間未満の場合+〇〇単位 10時間以上11時間未満の場合+〇〇単位 11時間以上12時間未満の場合+〇〇単位 12時間以上13時間未満の場合+〇〇単位 13時間以上14時間未満の場合+〇〇単位	+〇〇/100	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1回につき+〇〇単位(月2回を限度)	1回につき+〇〇単位(月2回を限度)	1日につき-〇〇単位	1日につき-〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位																	
	(2) 5時間以上7時間未満																																		
	(3) 7時間以上9時間未満																																		
	ロ 通常規模型通所介護費																		(1) 3時間以上5時間未満 (2) 5時間以上7時間未満 (3) 7時間以上9時間未満	①と同様	×〇〇/100	×〇〇/100	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様
	ハ 大規模型通所介護費(Ⅰ)																		(1) 3時間以上5時間未満 (2) 5時間以上7時間未満 (3) 7時間以上9時間未満	①と同様	×〇〇/100	×〇〇/100	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様
ニ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満 (2) 5時間以上7時間未満 (3) 7時間以上9時間未満	①と同様	×〇〇/100	×〇〇/100	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様	②と同様																	
ホ 療養通所介護	(1)3時間以上6時間未満(〇〇単位) (2)6時間以上8時間未満(〇〇単位)																																		
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 〇〇単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 〇〇単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 〇〇単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1回につき 〇〇単位を加算)																																		
ト 改介護加算職員処遇	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×(〇〇+〇〇)/1,000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×〇〇/1,000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の〇〇/100) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の〇〇/100)																																		

：平成27年4月改定箇所

：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目